

2021年7月21日

「意見書」の概要

衆議院議員

本多平直

処分（1年間の党員資格停止）は、事実上政党政治家としての私の政治生命を絶つに等しいものであり、到底、承服いたしかねます。

私の主な言い分は、以下のとおりです。

（立憲民主党ハラスメント防止対策委員会を以下「本件委員会」と、同委員会が出した報告書を「本件報告書」と表記します。また、立憲民主党性犯罪刑法改正に関するワーキングチームを「WT」と表記します。）

1、党独自の調査や処分の発議に際して私に弁明の機会が与えられていないなど処分の手続きが党規約及び党倫理規約に則っていません。

2、処分理由が、事実と異なる、重ねての処分である、また趣旨が不明であるなど不当です。

（1）「性犯罪の実態やその背景であるジェンダー差別の本質への認識を欠く」との理由は事実と異なります。

（2）「発言への配慮」との理由については、すでに謝罪をし、嚴重注意も受けており、重ねて重い処分をすることが適切とは考えません。

（3）「議論の仕方が適切ではなかった」との理由は、具体的な例示もなく根拠が不明です。仮にそうした事実があったとしてもWTの運営の中で指摘されるべきであ

り、いきなりの処分は不当です。

(4)「党全体の認識について、国民の期待と信頼を損ねている」との理由は、趣旨が不明です。また党幹部から情報発信を制約されてきた経緯に鑑みれば重い処分は不当です。

3、本件委員会と本件報告書の問題点

(1) 本件委員会の事実認定による処分自体が「不意打ち」です。

(2) 証拠が不明であり、証拠へのアクセスが認められていません。特に①ヒアリング対象者が不明であり、②対象とされるべきWT役員などがヒアリング対象から除外されており、③ヒアリングでの供述の明示がなく、④音声データが存在しません。

(3) 事実関係の誤認、あるいは誤解を招く表記の存在があります。

(4) 不意打ち的に登場するパワハラ疑惑は不当です。

(5) 「認知の歪み」「性的な視線」など人格攻撃が含まれています。

(6) 本件委員会の政策的立ち位置が中立ではありません。

4、WT座長による事実と異なる表記と不適切な発信

本件報告書の認定によれば、5月10日のWTでの私の発言は「50代の私と14歳の子とが恋愛したうえでの同意があった場合に罰せられるのはおかしい」というもので、性交という言葉は使われていません。6月3日のWTにおいて確認される前に、寺田座長により党所属の全国会議員に送付された中間報告案における「例えば50歳近くの自分が14歳の子と性交したら、たとえ同意があっても捕まることになる。それはおかしい。」との表記は、本件報告書の認定によれば、「恋愛」が抜け、「性交」が加わっており、事実と異なり、その不正確な表現の流出こそが、「14歳と性交」というセンセーショナルな報道につながり、「党の運営に著しい悪影響」を及ぼしたと考えます。

5、処分の問題点

(1) 性犯罪を許してはならないこと、現行法に運用上の問題があることは私も含め、WTの共通認識でした。国民に重い処罰を課す法律を論ずる中での、例外なき処罰の妥当性を問うための、あくまでも仮定の限界事例の提示、講師への問いかけによる問題提起を行ったに過ぎません。

(2) また、5月10日のWTでの「14歳と性交」という発言は本件報告書でも認定されておらず、処分の前提が崩れています。

(3) 「14歳と恋愛」という表現が不適切で不快感を与えるとしても、これが「党の運営に著しい悪影響を及ぼすもの」として重い処分の対象となるのであれば、立憲民主党の政治家は、非公開の内部の会議であっても、自由闊達な発言が出来なくなります。

(4) 政治家には自由闊達な議論が求められています。特に今回は人を処罰する刑法改正の議論です。私の例示発言がその文言自体で重い処分を受けることになれば、以後、党内における自由な言論の封殺につながりかねません。こうした前例を作るべきではなく、私はこの処分を承服いたしかねます。

以 上